

一般土木工事等共通仕様書（抜粋）

1-1-26 工事中の安全確保

16. 請負人は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

同 付則（抜粋）

（地下埋設物件の事故防止）

1. 請負人は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行ない、事故の発生を防止すること。